

5 G アンテナ基地局等設置ワンストップ窓口FAQ

Q 1 ワンストップ窓口の営業時間を教えてください。

A 1 電話等による問い合わせは、開庁日の9時から午後5時までとなります。
メールによる問い合わせは常時受け付けています。

Q 2 「5 G アンテナ基地局等」には、4 G アンテナ基地局も含まれますか。

A 2 4 G アンテナ基地局も含まれます。

Q 3 従来の行政財産使用許可等の手続きと比べて違いはありますか？

A 3 ①活用可能性のある県保有アセットをデータベース化し、ホームページに公表したこと、
②通信事業者等からの問い合わせ窓口が一本化されること、
③現地調査前に詳細な情報を各通信事業者等に提供すること、
④各通信事業者等の意向を取りまとめた上で現地調査を行う点が、
新たな取組です。
現地調査から行政財産使用許可までの手続き自体は従来と変わりません。

Q 4 ワンストップ窓口申し込むと、設置許可等の判断に優遇措置がありますか？

A 4 ワンストップ窓口は、通信事業者等からの問い合わせを一本化することで業務の効率化を目指しています。現地調査から行政財産使用許可までの手続き自体は従来と変わらず、5 G アンテナ基地局等の設置の可否については、現地調査等を経て、アセットを所管する各所属が判断します。

Q 5 既にワンストップ窓口の創設前に、アンテナ設置に係る調整が進んでいる場合はどうしたらよいですか？

A 5 既に現地調査に係る調整まで進んでいるものは、引き続き進めていただいても構いません。
事前相談にとどまる案件は、改めてワンストップ窓口において対応します。

Q 6 自社の4 G アンテナ基地局が既に設置されているアセットについて、追加で5 G アンテナ基地局の設置を希望する場合はどうしたらよいですか？

A 6 設置場所や方法によって、行政財産使用許可の変更申請が必要な場合と新規申請が必要な場合があります。また、事務フローも通常と異なりますので、まずは設置を予定している機器及び設置方法について、ワンストップ窓口で随時御連絡ください。